



第85回定期全国大会が7月28日(29日に伊香保・木暮ホテルで開催されました。

共に共闘し 運動を進めていこう

佐々木副委員長

10時より開会あいさつでスタートしました。開会あいさつは、佐々木副委員長から「今大会は国労結成70周年の記念大会になる。7月10日に投票された参議院



NO. 889
発行
2016年
8月10日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
上石 昌彦
編集責任者
教 宣 部

国労の躍進と諸課題の前進へ

選挙は自公の改憲できる2/3以上が当選した。しかし、野党統一候補は1人区32選挙区のうち11名が当選した。次につながる成果だ。福島、沖縄選挙区で二人の閣僚が落選した。野党統一候補の当選が、東京都知事選でも野党統一候補による選挙戦につながった。改憲については慎重という考えが多い。国労は地域の仲間、共闘組織と一緒に運動を展開していかなければならない。



第85回定期全国大会 国労結成70周年記念大会

ローカル線は今

○米坂線○

今回は米坂線です。米坂線は米沢～坂町駅間で20駅あります。全長は90.7キロで最大勾配は25.0% 最高速度は85km/hです。羽越線と米坂線の分岐点で荒川と並走しています。山形県米沢市の米沢駅から新潟県村上市の坂町駅を結びます。

全線直通は1日5往復のみで、需要の少ない昼から夕方にかけては3～4時間程度、運行されていません。午後の米沢～今泉駅間の1往復は、土・日・祝日のみの運行になります。

広域輸送を担う列車として「快速べにばな」が米沢～新潟駅間に1往復設定されています。「快速べにばな」は米坂線内の各駅に停車し坂町～新潟駅間で快速運転を行っています。

車両は気動車
キハE120形・キハ110系

米沢～今泉駅間の朝の1本を除く全列車でワンマン運転になっています。



JRが発足して30年目、安全問題や地方ローカル線問題など利用者地域の人たちと国労が運動を展開していかねばならないと確信する。国労がストライキを決定するのなら共に入ると地域共闘から言われた。利用者、地域の労働組合と共に共闘し運動を進めていこうとありました。

代議員49名全員の出席 資格審査委員会の開催

資格審査委員会が8時30分から開催されました。委員会からの報告で代議員は49名中49名全員の出席を確認し、特別代議員4名、中央執行委員全員の出席を確認しました。

議長団の選出

- 議長 倉林代議員(高崎地本)
- 副議長 井草代議員(神奈川地区本部)



議長団の選出については、議長に2名の立候補がありました。副議長は井草代議員の立候補が議長選挙になりました。議長選挙は代議員の挙手によるもので、石井代議員24票・倉林代議員25票で倉林代議員が議長に選出されました。

○議長団あいさつ

次世代につながる闘いを進めていこう

国労結成70周年の年、国労はさまざまな闘いを進めてきた。日本の労働組合の組織率の低下、正規の増加状況になっているが、今こそ労働組合の登壇だ。地域に打って出る闘いを展開し次世代につながる闘いを進めていくために全力をつくしていく。大会成功させるため御協力をお願いしたい。



来賓あいさつは、大勢の方々が出席しました。社民党・共産党・新社会党・交連労協・国鉄闘争共闘会議・鉄建公団訴訟弁護団・国労議員団・交連共済・鉄道退職者の会などありました。詳しくは、国鉄新聞を参照してください。



その後、国労本部・坂口委員長のあいさつ・来賓あいさつがありました。坂口委員長のあいさつは、後ほど国鉄新聞に特集されると思いますのでここでは記載しません。

来賓あいさつの最後に、国労弁護団から宮里弁護士から、労働契約法違反について報告がありました。

坂口委員長あいさつについて代議士から質問がありました。質問についての執行部からの答弁は午後の開会にすることになり休憩になりました。

国労弁護士 宮里あいさつ

現在、国労が抱えている課題は無い。労働委員会や裁判も1件も無い。労働者の定年後の再雇用問題について報告する。

○労働契約法違反○



労働契約法20条違反・同一労働・同一賃金についての差別。不合理な労働条件～雇用形態をはじめとした問題。定年後、再雇用されたが30%賃金ダウンされた。これは労働契約法20条違反だ。正社員と同一賃金を払えとする判決が出された。

30%～50%の賃金切り下げがある。労働協約で合意している。定年後、再雇用されるが賃金差別が普通になってきている。20条は是正する法律だ。定年後、再雇用されても職務内容など同様であれば不合理な労働条件と判断する。

○会社側は①通常の労働条件では無く定年後だから30%ダウンの格差になると主張。②組合と団交で決めたから30%の賃金ダウンになる。←●それには、会社の経営状態を示さなければならぬこと。組合は労働条件に格差があることは納得していないこと。会社側は③契約時、本人が同意したから。←●同意しなければ再雇用できないから同意した。格差は正当化していない。理由を示していない。●裁判所は、労働条件の格差、賃金30%ダウンは違法と判断した。●職務はトラックドライバーで、まったく同じ業務で同じトラック、すべて同じ労働条件でわかりやすい職務だ。●職務内容や責務について定年後も同様と判断される。●定年後の再雇用について多くの企業に対して、運輸会社は労働契約法20条違反になる。

JRの労働実態はどうか～定年後の再雇用について、職務内容や責務など点検しなければならない。労働条件はどうか。団交＝どうやっていくのか。不合理なら今回の判決を利用する。20条を生かしていくこと。労働条件改善を取り組んでいくこと。正規と非正規の格差も考えていくこと。

○8月27日に地本で全国大会の報告を予定しています。一般討論の内容や書記長集約などは8月27日に報告します。よろしくお祈りします。



宮里弁護士 国労70周年でひとこと

国労は結成70周年になった。国労で弁護士活動を50年やってきた。5点について話したい。



①国労は裁判闘争など闘いの中で組合員ひとりひとりの権利を大切にす。ひとりひとりの権利を考えてきた。仲間的な団結を大切にしてきた。

②メーンスローガンには「つくりろ職場に労働運動を」国労は原点は職場にあると言ってきた。職場が基礎、原点は職場にある。国労は職場分会の連合体、集合体だ。

③国労は学ぶことを大切に学習してきた。権利について大切にしてきた。今まで築いてきた。国労は労働者の学校だと考える。労働者の団結のために権利を主張してきた。

伝統を守り抜く



④国労は民主的な運動、民主的な取り組み、討議、議論をしてきた。議論し対立しても民主的にまとまってきた。

⑤国労は企業内だけでなく地域、利用者、国民と共に闘ってきた組合だ。この財産を引き継いで伝統を守り抜いていく。ものを言う存在意識、少数派でも、ものを言うことに拡大の展望がある。